

海外における入院等の 取扱に関する特約

2019年12月

ライフネット生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル

[特約の適用]

第1条 この特約は、すでに締結されている終身医療保険等の保険契約が日本国外で入院等の支払事由に該当したときに支払対象として取り扱うための特約で、会社の定めるこの特約の適用日において有効な、会社の定める保険契約に適用します。

[主契約が終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）の場合の取扱い]

第2条 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます）が終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます）を、つぎのとおり読み替えます。

- 2 主約款第15条（入院給付金、手術給付金）中の規定をつぎのとおり読み替えます。
 - (1) 第1項の入院給付金の支払事由中「日本国内の病院または診療所」を「病院または診療所」と読み替えます。
 - (2) 第1項の手術給付金の支払事由中「日本国内の病院等」を「病院等」と読み替えます。
- 3 主約款別表1（傷害、病院等、入院、手術の定義）中「病院等」をつぎのとおり読み替えます。

つぎの(1)または(2)に該当する施設のことをいいます。

- (1) 医療法第1条の5に定める日本国内にある病院と診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に收容された場合には、その施術所を含みます）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

[主契約が定期療養保険（無配当・無解約返戻金型）の場合の取扱い]

第3条 主契約が定期療養保険（無配当・無解約返戻金型）の場合、主約款をつぎのとおり読み替えます。

- 2 主約款第1条（用語の意義）中「病院または診療所」をつぎのとおり読み替えます。

つぎの(1)または(2)に該当する施設のことをいいます。

- (1) 医療法第1条の5に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、柔道整復師法に定める施術所を含みます）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

- 3 主約款第6条（入院療養給付金の支払い）の支払事由中「日本国内の病院または診療所」を「病院または診療所」と読み替えます。
- 4 主約款第7条（外来療養給付金の支払い）の支払事由中「日本国内で、つぎのいずれかの条件を満たす公的医療保険制度の保険給付」を「つぎのいずれかの条件を満たす公的医療保険制度の保険給付」と読み替えます。
- 5 主約款第8条（がん治療給付金の支払い）第2項中「日本の医師または歯科医師の資格を持つ者」を「日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）」と読み替えます。

[主契約が終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）（2014）の場合の取扱い]

第4条 主契約が終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）（2014）の場合、主約款をつぎのとおり読み替えます。

- 2 主約款第1条（用語の意義）中「病院または診療所」をつぎのとおり読み替えます。

つぎの(1)または(2)に該当する施設のことをいいます。

- (1) 医療法第1条の5に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

- 3 主約款第6条（入院給付金の支払い）の支払事由中「日本国内の病院または診療所」を「病院または診療所」と読み替えます。
- 4 主約款第7条（女性入院給付金の支払い）の支払事由中「日本国内の病院または診療所」を「病院または診療所」と読み替えます。
- 5 主約款第8条（手術給付金の支払い）の支払事由中「日本国内の病院または診療所」を「病院または診療所」と読み替えます。
- 6 主約款第9条（がん治療給付金の支払い）第3項中「日本の医師または歯科医師の資格を持つ者」を「日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）」と読み替えます。

[主契約が保険料還付金付終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）（2014）の場合の取扱い]

第5条 主契約が保険料還付金付終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）（2014）の場合、主約款をつぎのとおり読み替えます。

- 2 主約款第1条（用語の意義）中「病院または診療所」をつぎのとおり読み替えます。

つぎの（1）または（2）に該当する施設のことをいいます。

（1）医療法第1条の5に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます）

（2）（1）と同等の日本国外にある医療施設

- 3 主約款第6条（入院給付金の支払い）の支払事由中「日本国内の病院または診療所」を「病院または診療所」と読み替えます。
- 4 主約款第7条（女性入院給付金の支払い）の支払事由中「日本国内の病院または診療所」を「病院または診療所」と読み替えます。
- 5 主約款第8条（手術給付金の支払い）の支払事由中「日本国内の病院または診療所」を「病院または診療所」と読み替えます。
- 6 主約款第9条（がん治療給付金の支払い）第3項中「日本の医師または歯科医師の資格を持つ者」を「日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）」と読み替えます。

[主契約ががん保険（無配当・無解約返戻金型）の場合の取扱い]

第6条 主契約ががん保険（無配当・無解約返戻金型）の場合、主約款をつぎのとおり読み替えます。

- 2 主約款第1条（用語の意義）中「病院または診療所」をつぎのとおり読み替えます。

つぎの（1）または（2）に該当する施設のことをいいます。

（1）医療法に定める日本国内の病院または診療所

（2）（1）と同等の日本国外にある医療施設

- 3 主約款第2条（がん、上皮内新生物の定義および診断確定）第3項中「日本の医師または歯科医師の資格を持つ者」を「日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の国外の医師または歯科医師を含みます）」と読み替えます。

[特約の解約]

第7条 この特約のみの解約は取り扱いません。

[主約款の規定の準用]

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

以上